

特別支援学級の通学区域に係る指定校変更基準の限定的緩和について

1 現状と課題

第二小学校自閉症・情緒障害特別支援学級(さくら学級)は、施設上の制約により、4学級(32人)が最大の受け入れ人数であり、これを越えた受け入れが困難である。開級した令和3年度から受け入れ人数は増加傾向にあり、令和6年度は4学級(32人)を超える可能性がある。これに伴い、救済措置が必要である。

2 設置校における学級数の上限を超えることによる待機児童対応策案

(1) 長期的な対応策案

※いずれも、その対応の是非・可否から丁寧に検討を進める必要がある。

- ① 特別支援学級(自閉症・情緒障害特別支援学級)の増設
- ② 特別支援学級の通学区域の変更

(2) 短期的な対応策案

- ① 指定校変更基準の限定的緩和

「立川市立学校特別支援学級及び通級指導学級の指定校変更の取扱いに関する要綱」(指定校変更要綱)に特例を定める要件を定め、第二小学校特別支援学級から大山小学校特別支援学級への指定校変更について、第二小学校特別支援学級への入級希望者が定員を超える場合について認めることとした。

立川市立学校特別支援学級及び通級指導学級の指定校変更の取扱いに関する要綱に定める、委員会が特に必要と認める要件

令和5年10月13日 教育長決定

立川市立学校特別支援学級及び通級指導学級の指定校変更の取り扱いに関する要綱（平成30年4月1日教育長決定）第2条ただし書きに定める、委員会が特に必要と認めるものとして下記の要件を定める。

記

- 1 必要と認める要件 第二小学校特別支援学級から大山小学校特別支援学級への指定校変更について、第二小学校特別支援学級への入級希望者が定員を超え、大山小学校の特別支援学級が定員に達していない場合について認める。
- 2 対象 第二小学校特別支援学級の通学区域内に住所を有し、立川市就学支援等検討委員会で「自閉症・情緒障害特別支援学級への就学（転学）が適当」と意見が出された児童のうち、自閉症・情緒特別支援学級への就学もしくは転学を希望したが定員を超えたため入級待機となった児童
- 3 期間 就学もしくは転学の期日を令和6年4月1日とするもの及び転入の期日を令和6年4月1日～令和7年3月31日とするもの
- 4 理由 第二小学校特別支援学級は令和3年度に開級してから令和5年度には3学級（24人）となった。現在も入級希望者は増えているが、第二小学校には余裕教室がなく、定員を4学級（最大32人）までとせざるを得ない。これに伴い、「自閉症・情緒障害特別支援学級」への就学（転学）が適当と意見が出された児童のうち、第二小学校を通学区域とする児童が定員を超えた場合、待機児童が発生することとなり、この救済措置が必要であるため。
- 5 その他 この要件は、その必要がなくなったと判断するまで、毎年度その適用期間について検討を行うこととする。

以上